

宇治市監査委員公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 26 日

宇治市監査委員

池 内 光 宏
小 山 茂 樹
森 真 二

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成26年度都市整備部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成26年10月1日から同年11月19日まで

第4 監査の概要

この監査は、都市整備部公園緑地課、都市計画課、開発指導課、建築指導課及び交通政策課における事務事業のうち、主として平成26年4月1日から同年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

植物公園使用料収入状況（公園緑地課）

証明手数料収入状況（都市計画課）

冊子等売却等収入状況（都市計画課）

宅地開発等協力寄付金収入状況（開発指導課）

建築物等確認申請・計画通知手数料収入状況（建築指導課）

建築物等検査申請・通知手数料収入状況（建築指導課）

長期優良住宅認定手数料収入状況（建築指導課）

自転車等駐車場使用料収入状況（交通政策課）

補助金支出状況（公園緑地課・都市計画課・建築指導課・交通政策課）

委託料支出状況（公園緑地課・交通政策課）

備品管理状況

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

1 公園緑地課

(1) 植物公園使用料収入状況について

平成 23 年度の前回定期監査等において、収入事務受託者が、収納した現金を本市の指定金融機関等へ払い込むまでの期間を短縮できるよう、検討を要望したが、改善が見受けられなかった。引き続き改善に努められたい。

なお、前回定期監査において、レストランの電気・水道料金について、納期限を過ぎた納付が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 委託料支出状況について

支払の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

なお、前回定期監査において、委託契約書に支払時期、支払方法等の記載がされていないものがあったと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

2 都市計画課

(1) 冊子等売却等収入状況について

事務室窓口で収納した現金が、指定金融機関等へ速やかに払込みがなされていない状況が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

3 開発指導課

特になし。

4 建築指導課

特になし。

5 交通政策課

(1) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。